

電気通信事業紛争処理委員会（第111回）議事録

1 日時

平成22年12月13日（月）午前10時00分から午前10時52分まで

2 場所

第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員

坂庭 好一（委員長）、淵上 玲子（委員長代理）、尾畑 裕、各務 洋子、山本 和彦（以上5名）

(2) 特別委員

小野 武美、加藤 寧、白井 宏、寺澤 幸裕、樋口 一夫、森 由美子、若林 亜里砂（以上7名）

(3) 総務省

森田 高 大臣政務官、小笠原 倫明 総務審議官、田中 栄一 情報流通行政局長、
稲田 修一 官房審議官（情報流通行政局担当）、桜井 俊 総合通信基盤局長、
原口 亮介 電気通信事業部長、吉田 靖 電波部長、二宮 清治 料金サービス課長

(4) 事務局

佐村 知子 事務局長、副島 一則 参事官、鈴木 一広 紛争処理調査官、
濱崎 末盛 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

(1) 委員長及び委員長代理の選任【公開】

委員の互選により坂庭委員が委員長に選任された。また、淵上委員が委員長代理に選任された。

(2) 新委員長のあいさつ【公開】

坂庭委員長からあいさつが行われた。

(3) 森田大臣政務官のあいさつ【公開】

森田大臣政務官からあいさつが行われた。

(4) あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について【公開】

委員5名の全員が、あっせん委員及び仲裁委員の対象者として指定された。

(5) 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月情通審答申）」の実施状況について（総合通信基盤局からの説明）【公開】

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月情通審答申）の実施状況について、総合通信基盤局から説明を受け、質疑応答を行った。

(6) その他【公開】

次回委員会の日程等については、事務局において別途調整の上、周知することとした。

5 議事内容

<開会【公開】>

【佐村事務局長】 ただいまから、電気通信事業紛争処理委員会の第111回会議を開催いたします。私は、当委員会事務局長の佐村でございます。委員長が選出されるまでの間、議事進行に当たらせていただきます。

本日は、委員5名が出席しておられますので、定足数を満たしております。また、特別委員7名全員にも御出席いただいております。

本日の会議は、公開で開催いたします。また、後ほど森田大臣政務官がごあいさつに見える予定でございます。

当委員会は、平成13年11月の発足以来9年を経過し、本年12月3日付けで総務大臣から5名の委員が任命されましたので、今後、この新たな体制で任務に取り組んでいくということになります。

本日は、新たに任命された委員、また、引き続き任命されている特別委員の皆様による最初の委員会ですので、簡単に自己紹介をお願いいたしたいと存じます。お手元に委員及び特別委員名簿を資料1ということで配付しております。ございますでしょうか。それでは、その名簿の記載順、あいうえお順をお願いいたします。まず委員の方からお願いいたしたいと思います。

尾畑委員のほうから、順によろしくをお願いいたします。

【尾畑委員】 当委員会、2期目になります。一橋大学、尾畑でございます。よろしくをお願いいたします。

【佐村事務局長】 それでは、各務委員、よろしくをお願いいたします。

【各務委員】 よろしくをお願いいたします。この度初めて任務につかせていただきます、駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授の各務と申します。よろしくをお願いいたします。

【坂庭委員】 東京工業大学の坂庭でございます。私も前回、3年前から務めさせてい

ただいております。よろしくお願いいたします。

【**淵上委員**】 弁護士の淵上玲子でございます。再任ということではございますが、まだあっせん案件、多数行っているわけではございませんので、皆様と一緒に頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【**山本委員**】 一橋大学の山本でございます。この度新任されました。ただ、昨年の11月に特別委員としてこの会議に参加させていただく機会を得ております。どうか引き続きよろしくお願いいたします。

【**佐村事務局長**】 それでは、次に特別委員の方の自己紹介をお願いいたします。小野委員のほうから、順次よろしくお願いいたします。

【**小野特別委員**】 東京経済大学の小野と申します。よろしくお願いいたします。

【**加藤特別委員**】 東北大学の加藤でございます。特別委員の2年目でございます。専門は情報ネットワークです。よろしくお願いいたします。

【**白井特別委員**】 中央大学の白井と申します。2期目になりますが、よろしくお願いいたします。

【**佐村事務局長**】 こちら、寺澤委員からよろしくお願いいたします。

【**寺澤特別委員**】 弁護士の寺澤でございます。私も2期目ですが、今後ともよろしくお願いいたします。

【**樋口特別委員**】 弁護士の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

【**森特別委員**】 関東学園大学の教授の森と申します。よろしくお願いいたします。

【**若林特別委員**】 駒澤大学法科大学院の若林でございます。よろしくお願いいたします。

【**佐村事務局長**】 また、本日は総務省から関係の幹部が出席されておりますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。小笠原総務審議官からよろしくお願いいたします。

【**小笠原総務審議官**】 総務審議官の小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

【**桜井総合通信基盤局長**】 総合通信基盤局長の桜井でございます。ようお願い申し上げます。

【**原口電気通信事業部長**】 電気通信事業部長の原口でございます。よろしくお願いいたします。

【**吉田電波部長**】 電波部長をいたしております吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【田中情報流通行政局長】 情報流通行政局長の田中でございます。放送の関係を担当いたしております。新しく放送法の改正によりまして、放送の関係が当委員会でいろいろ対象案件になるということでございます。よろしくお願いいたします。

【稲田官房審議官】 官房審議官で、情報流通行政局を担当しております稲田と申します。よろしくお願いいたします。

【佐村事務局長】 どうもありがとうございました。それでは、最後に事務局です。

【副島参事官】 事務局参事官の副島でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木紛争処理調査官】 紛争処理調査官の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

<議題（１）委員長及び委員長代理の選任【公開】>

【佐村事務局長】 それでは、まず一番初めの議事に入ってまいりたいと思います。お手元の記事次第に従いまして、議題１の「委員長及び委員長代理の選任」を行いたいと思います。

今回の委員の改選で、龍岡前委員長が御退任されておりますので、まずは委員長を選任していただく必要がございます。電気通信事業法第146条第1項におきまして、「委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する」とされております。委員長の選任につきまして、委員の皆様の御意見をお伺いいたしたいと存じますが、どなたかから御推薦いただけますでしょうか。

（尾畑委員の挙手あり）

尾畑委員、よろしくお願いいたします。

【尾畑委員】 3年間委員長代理をお務めいただきました坂庭委員にお願いしてはいかがでしょうか。

【佐村事務局長】 ありがとうございます。坂庭委員長代理にということでお声が挙がりましたが、皆様、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐村事務局長】 ありがとうございます。それでは、坂庭委員、お受けいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【坂庭委員】 はい。力があるかどうか分かりませんが、よろしくお願いいたします。

【佐村事務局長】 それでは、委員長として坂庭委員が選任されましたので、これ以降

の議事につきましては、坂庭委員長にお願いいたします。坂庭委員長にはどうぞ委員長席にお移りをいただき、進行をお願いいたしたいと存じます。

【坂庭委員長】 それでは、委員並びに特別委員の皆様の御協力をいただいて、委員長として務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を継続させていただきます。電気通信事業法第146条第3項には、委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならないという規定がございます。委員長代理を選任しておくことになってございます。この委員長代理の選任についてですが、紛争事案の処理には法律的な観点も重要であり、前任の龍岡先生は刑法の専門家でいらっしゃるわけですが、そういう意味で、委員の御経験もお持ちである淵上委員にお願いできたらと考えますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【坂庭委員長】 よろしゅうございますでしょうか。それでは、淵上先生、お願いできますでしょうか。

【淵上委員】 重大な責任を担うポジションでございますが、頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【坂庭委員長】 それでは、淵上委員を委員長代理として選任することにいたします。これで議題の1は終わりとなります。

<議題(2) 新委員長のあいさつ【公開】>

【坂庭委員長】 次の議題の2は「新委員長のあいさつ」ということで、僭越でございますが、私から一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと思います。

今回は、龍岡前委員長の後を受けて委員長を拝命いたしました。本委員会は、先ほど佐村事務局長からお話ございましたように、平成13年11月に発足し、これまでに3期9年にわたって委員会委員並びに特別委員、関係者の御協力を得まして、多くの紛争事案を解決し、電気通信事業の発展に寄与してまいりました。

今回は、12月3日付けで総務大臣から5名の委員が任命され、4期目のスタートとなっております。また、さきの国会で放送法等改正法案が成立しましたことから、今後、紛争処理の対象がこの分野にも拡大されるということになりました。

情報通信の分野は、インターネットやモバイル通信など、著しい発展を続けております。そのため、委員会といたしましては、引き続き公正かつ迅速な紛争の解決が図られるよう、

任務に取り組んでまいりたいと存じます。委員の皆様、特別委員の皆様の御協力、よろしくお願ひ申し上げます。

電気通信並びに放送の分野は、制度や市場環境の変化が激しく、専門的な分野でもございますので、最新の情報の収集を十分に行ってまいりたいと存じます。また、委員会の認知度の向上、利便性の向上にも力を入れてまいりたいと存じます。

総務省におかれましては、これまでも電気通信分野をめぐる様々な施策の御説明等を適時適切に行っていただいておりますが、今後とも委員会の運営が円滑に行えますよう、御協力を是非ともよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ですが、以上でごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

これで議題2は終了といたします。

<議題(3) 森田大臣政務官のあいさつ【公開】>

【坂庭委員長】 次に、議題3といたしまして、森田大臣政務官に御多忙中御出席いただきました。厚く御礼申し上げます。それでは、森田大臣政務官からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

【森田大臣政務官】 おはようございます。御紹介いただきました大臣政務官の森田でございます。今回、第4期目のスタートとなりました電気通信事業紛争処理委員会の開会に当たりまして、皆様方にごあいさつとお願ひを申し上げたいと思っております。

当委員会は、御存じのとおり電気通信事業分野におきまして、増加し、複雑化します紛争を迅速、公正に処理するための専門組織として、平成13年以降、これまで9年間にわたりまして、様々な問題点の解決に御尽力を賜りまして、ブロードバンドサービスの普及や料金の低廉化、あるいはNTT局舎の利用に関する紛争の解決など、様々な貢献をいただけてきたわけでございます。

この度、新たに5名の先生方を任命させていただいた次第でございますが、さきの臨時国会におきまして放送法等の改正もありましたので、今後、コンテンツ配信事業者の問題や放送事業者とCATVの再放送の問題等、さらなる問題も対象になってくると考えられます。一つ一つの紛争におきましては、大変複雑なものも多く、先生方には御苦労をおかけすることも多いかと存じますが、引き続き我が国の電気通信の発展に御尽力賜ればと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

【坂庭委員長】 森田政務官は、所用のため、ここで御退席なさいます。どうもありが

とうございました。

【森田大臣政務官】 恐れ入ります。よろしくお願ひいたします。

(森田大臣政務官退席)

<議題(4) あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について【公開】>

【坂庭委員長】 それでは、議題の4番でございます「あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について」に入らせていただきます。

事務局からの説明をお願いします。

【副島参事官】 事務局のほうから説明させていただきます。資料2-1、資料2-2でございます。あっせんにつきましては、電気通信事業法第154条第3項に、委員会によるあっせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第3項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあっせん委員が行うということが規定されておまして、この条文は、仲裁委員についても同様に規定されております。

委員会の委員その他の職員ということになってございまして、その他の職員というのは特別委員を指してございます。したがって、委員と特別委員の中から指名する者があっせんに当たる、あるいは仲裁に当たるということになってございまして、その当たることができ方をあらかじめ委員会として指名しておくというものでございます。

それで、資料2-1でございますけれども、これは委員等の名簿という形になってございますが、今回新たに5名の委員が任命されましたので、委員のお名前を挙げさせていただいております。同じような体裁で、既に古いメンバーの委員の方及び今日お見えの特別委員7名の方の名簿がこのような形でホームページで公表されておるものでございます。委員全員、特別委員全員を従来から指定しておりますので、今回も新たに任命されました5名の委員全員を指定してはどうかと考えてございます。このことについて、御審議をお願いしたいと思います。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明いただいたとおりですが、御質問あるいは御意見がございましたら、お願ひいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、幅広い紛争に対応できるようにという観点で、5名の委員全員を指定することにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【坂庭委員長】 ありがとうございます。それでは、5名の委員全員を指定することといたします。これで議題の4は終了します。

ここで、総務省の幹部の皆様は御退席となります。どうもありがとうございました。

(小笠原総務審議官等退席)

(二宮料金サービス課長着席)

<議題(5)「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について(平成21年10月情通審答申)」の実施状況について(総合通信基盤局からの説明)【公開】>

【坂庭委員長】 それでは、議題の5番目でございます。電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について(平成21年10月情報通信審議会答申)の実施状況についてでございます。本件につきましては、総務省総合通信基盤局料金サービス課の二宮課長から御説明をいただくことになってございます。それでは、よろしく願いいたします。

【二宮料金サービス課長】 料金サービス課、二宮でございます。それでは、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についての実施状況につきまして、資料3に基づきまして、御説明させていただきたいと思っております。

接続ルールにつきましては、市場環境の変化に対応してルールを見直すために、従来、3年を1つの契機といたしまして、その在り方を見直しをしているものでございます。直近の見直しが平成21年のものでございますので、その実施状況につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず御説明に入る前に、接続ルールの概要につきまして、簡単に御説明申し上げたいと思っております。お手元の参考資料の「接続ルールの概要等」をお出しいただければと思っております。参考1の「電気通信分野における接続ルールについて」でございますけれども、接続と申しますのは、自社のネットワークと他社のネットワークを接続いたしまして、利用者間の通信を可能とするものでございます。様々な接続がされることで、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けられるということが望ましいものでございますけれども、そのためには、事業者間でネットワークの貸出料、いわゆる接続料でございますとか、貸出しの条件、接続条件について双方で協議をし、合意をする必要があるものでございます。

しかしながら、市場支配力のある事業者等は強い交渉力を有しておりますので、事業者間協議では、合理的な条件での合意が期待しにくい場合がございます。下の図にあります

とおり、固定電話の場合につきましては、NTT東西の接続料・接続条件については総務大臣の認可にかからしめております。他方、携帯電話につきましては、総務大臣への届出ということを経ているところでございます。

次のページでございますけれども、もう少し詳しく制度を申し上げますと、指定電気通信設備制度の現行の枠組みということでございますが、大きく固定系、移動系と2つございます。まず固定系でございますけれども、これは1997年の接続ルールの制度化により、なされたものでございます。一種指定制度では、加入者回線を相当規模有する事業者のネットワークとの接続が、他事業者にとって事業展開上不可欠であり、また、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると。その交渉力の源泉を設備のボトルネック性に求めているという制度でございます。加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備、すなわち電気通信を行うための電氣的設備を指定対象といたしまして、その接続料の算定に当たりましては、機能ごとに細分化をするアンバンドルを実施の上で、接続料規則におきまして、算定方法が詳細に規定されているというものでございます。また、算定結果の検証のためには、規制会計の整理も義務付けているところでございます。

他方、移動系でございますけれども、2001年に移動市場における接続ルールの制度化を行っております。二種指定制度におきましては、電波の有限希少性等により、新規参入が困難な市場が形成されております。このような市場で、相対的に多数の端末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協議におきまして強い交渉力を有し、優越的な地位に立つという市場支配力に起因をした規制でございます。規制の背景が異なりますので、一種指定制度に比べますと、相対的には緩やかな制度となっているものと思っております。

こういった制度を踏まえまして、資料にお戻りいただければと思っておりますけれども、資料の2ページでございます。まずは電気通信市場の動向ということで、昨今の市場環境の変化について言及させていただきたいと思っております。電気通信サービスの契約数でございますが、固定電話につきましては、1998年前後以降、漸減しております。他方、携帯電話を中心といたします携帯電話につきましては、伸びが見られておりまして、2000年11月にはその数が逆転をしている状況でございます。

また、携帯電話の高度化も行われておりまして、従来音声中心の第2世代からネット接続が可能で高速なデータ通信が可能となっております。3.5世代へと移行し、3.9世代というサービスが始まろうとしている状況でございます。

それから、ブロードバンド・インターネットの状況でございますが、電話線を用いて高

速データ通信を行う、いわゆるDSLのサービスにつきましては、2006年ごろをピークといたしまして減ってきておりますが、光ファイバを使ってサービスを提供いたしますFTTHにつきましては、数の上では2008年6月にDSLを凌駕しているという状況になってございます。

次に3ページ目でございます。携帯電話に目を移していただきますと、まず接続料についてでございますけれども、平成12年以降の接続料が記載されております。総じて各社とも接続料は通減傾向でございます、3割から5割程度接続料は減少しておりますが、ただ、固定系と比べますと、依然高いという状況でございます。これにつきましては、ネットワークの構成等違いますので、一概に比較はできませんけれども、依然こういう水準にあるということを御留意いただければと思います。

4ページ目でございますけれども、FTTH市場の動向でございます。ブロードバンド総契約数に占めるFTTHの契約数は既に5割を超えておりまして、今後、一層拡大をするということが見込まれております。NTT東西のシェアにつきましては上昇傾向にあるという点に御留意いただければと思います。

5ページ目でございます。コンテンツ配信市場・通信プラットフォーム市場についてでございますけれども、左下のグラフを見ていただければ分かりますとおり、主要な電気通信事業者の売上高につきましては、このところほぼ横ばいということでございますが、その上のコンテンツ配信市場・通信プラットフォーム市場の体系につきましては、依然増加傾向ということでございまして、その割合も大きくなりつつあるということでございます。コンテンツ配信市場・通信プラットフォーム市場がこれからさらに重要になってくるということでございます。

こういった市場環境を踏まえまして、先般の接続ルールの答申の概要でございます。7ページ目でございますけれども、今、申し上げましたとおり、固定電話からブロードバンドへの移行が進展するとともに、携帯電話の重要性が著しく高まるという状況でございます。他事業者のネットワークを利用する事業展開も活発化し、コンテンツ配信市場がさらに重要になってきているというものでございます。こういった環境変化を踏まえまして、昨年、諮問をし、10月に答申をいただいたところでございます。大きく3つ項目がございまして、モバイル市場の公正競争環境の整備、固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備、さらには通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備を検討しているところでございます。

以下、それぞれの項目につきまして、概要を御説明いたしたいと思っております。8ページ目でございます。まず1点目、モバイル市場の公正競争環境の整備でございますが、携帯電話は国民1人に約1台ということで、国民の日常生活上、非常に重要性、不可欠性が高まってきている状況でございます。また、音声だけでなく、音楽・ゲーム・動画等の多様なコンテンツや決済機能等を提供しているということで、接続事業者にとりましても、ビジネス展開上重要であり、不可欠になってきております。

また、自ら周波数の割当を受けることなく、他事業者のネットワークを利用してサービスを提供する、いわゆるMVNOでございますが、これも出現し、数が増加しております。また、周波数の割当を受けた事業者の参入も行われているところでございまして、接続形態が多様化し、複雑化してきているというものでございます。接続料や接続条件の透明性向上が一層求められるという環境になっているものでございます。

これを踏まえまして、接続料算定の在り方、算定方法、算定結果の検証について検討を行ったところでございますが、答申におきましては、現時点では一種、二種指定制度の包括的見直しの必要までは至らないと。現行の規制の差は許容されるべき差異であると。しかしながら、接続料につきましては、算定プロセスのルールがなく、自主的判断ということになっておりますし、規制会計整理の義務もないので、適正性の検証が困難ということでございまして、以下の2つについて行うべきという答申をいただいております。1つ目は、接続料算定についてはガイドラインを設けること。2つ目は、二種会計制度につきましても、これを創設することでございます。

その下でございます。モバイルネットワークインフラの利活用でございますけれども、アンテナを設置いたします鉄塔等の共用につきましては、効率的なネットワーク構築を可能とし、コスト削減を進め、利用者料金の低廉化を進めるとともに、サービスの多様化が見込まれるという意味でメリットがあるものでございますけれども、移動通信事業者は、基本的には自らネットワークを構築するということが原則でございますので、その共用を義務付けるということまでは必要はないだろうと。しかしながら、物理的空間が限られているということ等から、鉄塔等の設置が困難な場合も存在するというところで、共用ルールについての検討が行われたところでございます。

答申といたしましては、設備共用ルールにつきましては、現在、ガイドラインがございしますが、これを改正するとともに、総務大臣裁定等の対象に鉄塔等の共用を追加することが適当という答申をいただいているところでございます。

続きまして、2番目の固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備でございます。9ページ目でございます。1番目、FTTxサービス、これはいわゆる光ファイバによります通信サービスの総称でございますけれども、これについての検討でございます。FTTHの契約数は、先ほど申し上げましたとおりDSLを上回り、09年3月時点でブロードバンド契約の半数まで達しているという状況でございます。他方、NTT東西のシェアにつきましても、74%と拡大傾向ですけれども、モバイルとの競合等から契約数の伸びが鈍化を見せていた時点でございます。

こういった状況を踏まえまして、その競争促進を図ることで、サービスの多様化や利用者料金の低廉化の実現が期待されるところでございますが、その阻害要因といたしまして、FTTHサービスの屋内配線の問題。それから、ドライカップのサブアンバンドル、これは加入したメタル回線のうち、設備を設置した事業者自身によって使用されていないもの、これがドライカップでございますが、このサブアンバンドルについて検討を進めたところでございます。

答申といたしましては、FTTHの屋内配線につきましても、NTT東西のFTTHユーザがサービス提供事業者を変更する際に、NTT東西の屋内配線を転用できないといたしますと、配線を一度撤去し、さらに新規設備を敷設するという2回工事が必要になるということございまして、事実上、NTT東西にお客様がロックインされるというおそれがあるということで、転用ルールの整備が必要ではないかとされております。この際、ルール化が必要な事項を事業者間で協議・整理してルール整備に活用することが適切と。また、それにあわせまして、NTT東西以外の事業者の屋内配線の転用を促進する措置を講じることも適切とされております。

次にFTTRサービスについてでございます。これはNTT局舎からその途中、き線点の部分まで光ファイバを利用し、その先、利用者宅まではメタルでVDSLサービスを提供するものでございますが、そのためにそうした利用に即した形でドライカップのサブアンバンドルをすることが適切だという答申でございます。

以上、いわゆるアクセス網の整理でございますが、2は中継ダークファイバについてでございます。現在、NTT東西の中継ダークファイバは、空き芯線のない区間が約4割程度存在しておりまして、非ブロードバンド地域の基盤整備の支障等となっているとの意見がございます。これに対しまして、中継ダークファイバの空き芯線がない区間のWDM、難しい言葉でございますが、1つの芯線の中で波長の異なる複数の光信号を重畳すること

で伝送を可能とするものでございますが、その設置の要否等について検討いたしましたところ
でございます。

答申につきましては、WDM装置が置かれていない区間については、WDM装置の設置
義務付けは現時点では不相当である。これは、過剰な投資となるおそれもありますし、代
替手段を採用する可能性もあるということでございまして、こういう整理がされておしま
す。さらにWDM装置の設置区間につきましては、中継ダークファイバの空き波長をアン
バンドル化し、貸出ルール・情報開示ルールを整備することが適当という答申でございま
す。

続きまして、Ⅲの通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のため
の公正競争環境の整備でございます。10ページ目でございます。先ほど来申し上げまし
たとおり、モバイル市場につきましては高速化が進んできておりまして、音楽、ゲーム、
動画等の配信が大変重要になってきております。そういった過程で、配信サーバだけを作
って市場に参入するという者が増えてきておりまして、当初、接続制度は音声中心でござ
いしましたが、そういった接続制度とは接続形態が異なるものでございます。こうした変化
を踏まえまして、携帯電話事業者の垂直統合ビジネスモデルとの調和を図りつつ、円滑・
適正なプラットフォーム利用を進めることが重要だということで検討を進めております。
通信プラットフォーム事業について、以下の5つの機能のアンバンドル化の要否について
検討しているということでございますが、その代表的な例につきましては、①課金機能・
コンテンツ情報料の回収代行について、右側の絵のとおりでございますが、一部例外を除
きまして、一般の携帯サイト事業者では、携帯電話事業者の認証・課金サーバが利用でき
ておりませんでした。これに対しましては、答申上、公式サイトの事業者のみにその利用
を認めることは十分合理性があるとは言えないという整理をしているところでございます。

また、大容量コンテンツ配信機能につきましても、一部の携帯電話事業者がネットワー
クへの負荷の軽減等、自社の専用サーバの利用を義務付けているという実態がございま
すけれども、当該専用サーバを利用する大容量コンテンツの配信を可能とする機能につしま
して、どう扱うかという議論。

その他、GPS位置情報の継続提供機能等々の検討を行ったところでございます。

答申におきましては、通信プラットフォーム市場について、サービスの萌芽期にあり、
規制の適用には謙抑的であることが必要とされるため、まずは事業者間協議による合意形
成を尊重する立場を採用することが適当としております。ただし、当該各機能を「注視す

べき機能」に位置付けまして、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じ適切な対応を実施することが適当としております。

さらに、紛争処理機能の強化でございますけれども、今後、ネットワークの多機能化、高機能化の進展の中で、電気通信事業者と非電気通信事業者間の紛争事案の発生も懸念されているというところでございますので、答申といたしましては、これら回線不設置の非電気通信事業者についても、その紛争処理の対象に拡大することが適当という答申をいただいているところでございます。

以上、答申の概要でございますが、その実施状況につきまして、12ページで全体の取りまとめをしております。携帯電話市場における接続ルールの整備につきましては、携帯電話接続料に関する算定方法の明確化という意味では、ガイドラインを既に本年3月に公表しております。また、二種会計制度の創設並びに鉄塔等の共用促進のための総務大臣裁定等の対象拡大につきましては、放送法等の一部を改正する法律案の中で電気通信事業法を一部改正してございまして、12月3日に既に公布しているところでございます。

また、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の参入促進のための公正競争環境の整備につきましても、同じく電気通信事業法の改正で対応しているところでございます。

固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備につきましては、FTTHサービスの屋内配線公正利用ルール並びにWDM装置の公正な利用ルールにつきましても、総務省令等を改正した上で、NTT東西接続約款の変更を既に3月に認可をしているところでございます。

次の13ページは、今、申し上げた内容につきまして、電気通信事業法の改正という切り口で取りまとめをしたものでございますが、移動体通信事業者に係る接続会計制度を創設すること、また、紛争処理機能の強化という点につきましては、以下の2点について対応を行っているというものでございます。

それでは、答申の実施状況につきまして、各論を述べさせていただきたいと思います。15ページ目の二種指定ガイドラインについてでございます。接続料の算定方法を明確化するとともに、アンバンドルの仕組みを設けるという意味からガイドラインを設けておりますけれども、このガイドラインの対象につきましては、二種指定事業者を対象としておりますけれども、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当というように、ガイドライ

ン上、明記をしているところでございます。

接続料の算定方法につきまして、適正な原価の算定方法について、音声のケースで御説明申し上げますと、移動体通信事業の総コストをまず音声とデータのコストで分計をいたします。その上で、ステップ2としまして、契約数連動コスト等を控除するというところでございまして、トラフィックに連動するコストのみを原価とするという趣旨でございます。これは固定電話の、いわゆるNTS、Non Traffic Sensitiveコストを控除するという考え方も通ずるものでございます。さらに、ステップ3のところでも、その他対象外コストを控除いたしますけれども、基本的に接続料は設備に係る費用をベースに算定をするものでございますので、営業費、例えば端末販売奨励金とか広告宣伝費等につきましては、控除するという考え方でございます。そういったプロセスを経まして、適正な原価を算定いたします。

また、適正な利潤につきましても、他人資本、自己資本、利益対応税という3つのコンポーネントからなりますけれども、これにつきましては、いずれも一種指定制度と同様の考え方を明示しているところでございます。

需要につきましては、今、申し上げた適正な原価、利潤を除しまして接続料を算定するものでございますけれども、音声の場合は、自網内呼と相互接続呼といった通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮した総通話時間でございまして、データの需要につきましても、データ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅を需要の算定に用いるということでございます。

その次の16ページでございますが、アンバンドルの仕組みでございます。二種指定制度は、一種指定制度のようなボトルネック性が根拠でございませぬし、また、モバイル市場におきましては、複数の携帯電話事業者間の設備競争やサービス競争が一定程度は進展しているという状況でもございますので、現行の事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図るという観点と、政策の予見可能性の確保に配慮するという観点から作成しております。

まずプロセスでございますが、他事業者の要望があつて、アンバンドルが必要と考えられる機能につきましても、事業者間協議の合意形成をまずは尊重するという観点から、注視すべき機能について一定期間協議状況を注視いたします。その上で、合意形成が困難な場合には最終判断を行うということでございますが、その際の判断基準は、左側でございますけれども、要望があつた上で技術的に可能であり、過度に経済的負担を与えないとい

う、一種指定制度のアンバンドルの基準に加えまして、利用者利便や公正競争促進の観点から、多様な事業者による提供が望ましい機能かどうかという観点から、必要性・重要性の高いサービスかどうか、需要の立上げ期にないサービスかどうかという基準も併せているところでございます。

注視すべき機能につきましては、現状、6機能が指定されております。また、アンバンドルすることが望ましい機能につきましては、現在、既にアンバンドルされている機能につきまして位置付けをしているところでございます。その上で、システム開発等を各事業者において行うこととなりますが、他事業者からの具体的な申込みを受けてシステム開発を行うということとしております。これはコスト回収漏れ防止のための実需が前提であるということでございます。

続きまして、二種指定接続会計制度の制定についてでございます。18ページ目ですが、これは答申を踏まえまして、放送法等の一部を改正する法律の第5条により、電気通信事業法の一部改正を行っておりますが、電気通信事業法第34条、第二種指定電気通信設備との接続というところにおきまして、会計を整理し、それを公表しなければならないと明記しております。これを踏まえまして、現在、第二種指定電気通信設備接続会計規則を制定するべく、準備を行っているところでございます。19ページ目でございますが、答申の中で具体的に記載してございますのは、電気通信事業会計で作成しているB/S、P/Lの財務諸表に加えまして、移動電気通信役務損益明細表をベースとして、接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を作成させることが適当であるというものでございます。右の表の中に、赤で囲ってございます営業費用がございますけれども、この営業費用につきまして、電気通信事業会計の勘定科目、営業費、施設保全費等々に分けて細分化を行って整理をすることが適当というものでございます。この接続会計につきましては、2010年度会計から作成・公表することが必要という答申でございまして、鋭意作業を進めております。

実は明日、情報通信行政・郵政行政審議会がございまして、そちらに新しい省令の制定につきまして、諮問を行う予定としているところでございます。

それから、3点目、鉄塔等の共用に関する紛争処理でございますけれども、周波数の割当を受けた移動体通信事業者がネットワークを整備するに当たりまして、自ら鉄塔等を設置しようとしても物理的スペースの限定でございまして、自ら鉄塔等を設置しようとしても物理的スペースの限定でございまして、景観条例による建築制限等によりまして、実現困難な場合が多数発生しております。そういった場合に、他の電気通信

事業者が設置した鉄塔等を共用するということが必要となるわけでございますけれども、21ページの中ほど、合意に至らないという例示が書いてございますが、こういった費用分担や技術的な条件の問題等から、共用を巡る紛争が増加してきているというものでございます。

こういった状況を踏まえまして、現在の電気通信事業法上、電気通信設備について、その共用に関し、紛争処理制度の対象となっているところでございますが、鉄塔等は電気通信設備に該当していないということでございますので、これにつきまして、電気通信設備設置用工作物という概念を導入し、これを共用の規定に加えるということで、総務大臣の協議命令・裁定及び紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象としているところでございます。

22ページの参考につきましては、現在、実際に携帯電話事業者が基地局設置に用いている支持柱、様々なものがあるところでございます。

23ページでございます。この法律の改正に先立ちまして、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改正しているところでございます。これは光ファイバ網の整備促進の観点から、電気通信事業法に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準ということで、平成13年に制定をしたものでございます。このガイドラインの対象設備に、携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加し、各規定の適用関係を整理、明確化をしたものでございます。具体的には、鉄塔等につきまして、設備保有者は電気通信事業者に限りまして、その携帯電話の基地局の設置を目的とする場合に限るということで、改正を行ったものでございます。

最後に、コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間の紛争処理でございますけれども、25ページでございます。従来の枠組みにおきましては、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業を営む者につきましては、真ん中にございます事業を除く電気通信事業を営む者につきましては、電気通信事業の登録・届出が必要でございまして、通信の秘密、検閲の禁止、さらには接続ルールの適用等、様々な規制がかかっているところでございます。こういった事業者につきましては、紛争処理機能が準備されておきまして、協議命令・裁定並びにあっせん・仲裁等が行われるものでございますが、この真ん中にございます電気通信回線設備を設置しないで、コンテンツ配信サーバのみを設置し、自己と他人の間の通信を実施する、いわゆるコンテンツ配信事業者等でございますが、この事業につきましては、現状、通信の秘密や検閲の禁止並びに禁止行為等規制対象事業者からの

保護対象にはなっておりますけれども、紛争処理機能が準備されておられません。これはいわゆる第三号事業と申します適用除外の業種でございますけれども、こういったところが先ほど来申し上げております市場環境の変化に伴いまして、重要なプレーヤーになるということございまして、その紛争について対応するということでございます。

紛争の具体例につきましては、その次のページに書いてありますとおり、例えば情報サービス提供者契約をコンテンツ配信事業者と電気通信事業者が結ぶ場合、料金でございますとか、電気通信役務の内容、技術的条件、サービスに関する責任に関する事項等々要素がございますけれども、こういったところで紛争になる場合の対応についてでございます。電気通信事業者間の紛争のあっせん・仲裁の規定が第157条でございますけれども、その後ろに第157条の2という条文を新設いたしまして、第三号事業を営む者と電気通信事業者間の電気通信役務の提供に係る紛争をあっせん・仲裁の対象とするように改正をいたしているところでございます。

以上でこの答申の概要並びにその実施状況につきまして、御説明をさせていただきましたけれども、このように電気通信市場、非常に市場環境が急激に変化をしているところでございます。私どもといたしましては、そういった環境変化に遅れることなく、引き続き適時適切な見直しを行い、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問あるいは御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

【若林特別委員】 コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間の紛争ということで、当委員会の紛争処理機能の拡充の話をいただいたのですが、実際にその紛争というのは、現在、相当程度起きていると把握されているのでしょうか。あるいは、それが増加しているという事実があるのでしょうか。

【二宮料金サービス課長】 現状におきましては、法律上、紛争処理の対象になってございませんので、詳細なデータは把握しておりませんが、関係者から伺うところによりますと、ある一定程度紛争は現在もございまして、さらにマーケットもどんどん大きくなる、さらには内容も多様化してくるという状況を踏まえまして、今後、さらに紛争が多くなる可能性があるということでございます。

【坂庭委員長】 二種会計制度とはどのような制度なのでしょうか。

【二宮料金サービス課長】 二種会計制度と申しますのは、いわゆる二種指定制度の対

象となります事業者の接続料の算定の適正性について、事後的にも検証を可能とするという意味で、現状、電気通信事業会計規則に基づく会計というものはあるわけですが、その制度会計を使った規制会計といたしまして、肝になるのは移動電気通信役務損益明細表を細かくするというところでございます。現状、営業費用という一括りで出てきています費用につきまして、それを細分化し、接続料算定が適正に行われているかどうか、これを事後的にチェックができるようにするものでございます。

【坂庭委員長】 第二種指定電気通信設備事業者の二種ということですか。

【二宮料金サービス課長】 左様でございます。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、御説明どうもありがとうございました。以上で議題5は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

<議題(6) その他【公開】>

【坂庭委員長】 議題の最後、6番の「その他」ということですが、事務局から説明願います。

【副島参事官】 今日はもう師走で、12月の中旬でございますけれども、次回の委員会につきましては、年明け、1月又は2月で、今回の放送法等改正もございましたので、関係の分野の勉強などをやっていきたいと思っております。特段の案件があれば別ですが、1月、2月で別途調整させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<閉会【公開】>

【坂庭委員長】 ありがとうございました。そのほか、委員の皆様あるいは特別委員の皆様から何かございますでしょうか。

特段ございませんでしたら、以上で本日の議題はすべて終了となります。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—以上—